

第 2 深 夜 電 力

(主契約料金条件)

2026 年 11 月 1 日 実 施

四国電力株式会社

第 2 深 夜 電 力

目 次

本 則..... 1

1 適 用..... 1

2 契 約 種 別..... 1

3 適 用 範 囲..... 1

4 契約負荷設備..... 1

5 契 約 電 力..... 1

6 供 給 条 件..... 2

7 料 金..... 2

8 そ の 他..... 3

附 則..... 4

本 則

1 適 用

この第2深夜電力料金条件（以下「この料金条件」といいます。）は、次の地域に適用いたします。

徳島県，高知県，香川県（一部を除きます。），愛媛県（一部を除きます。）

2 契 約 種 別

この料金条件の契約種別は，第2深夜電力といたします。

3 適 用 範 囲

毎日午前1時から午前6時までの時間を限り，動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であり，かつ，この料金条件の適用を受ける際現に第2深夜電力の適用を受けており，当社との協議がととのった場合に適用いたします。

4 契 約 負 荷 設 備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

5 契 約 電 力

契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，電熱負荷設備以外の負荷設備について電気需給条件〔低圧〕（以下「需給条件」といいます。）13（契約容量および契約電力）(2)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

なお，契約電力は，1キロワット以上といたします。

6 供 給 条 件

- (1) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
- (2) 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。
- (3) 1（適用）を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）は、供給設備の状況により、3（適用範囲）の使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。
- (4) 当該一般送配電事業者等は、契約使用時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。
- (5) 契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。
- (6) 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等の計量器等の取付けに関する事項に準じて取り扱うものといたします。

7 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および需給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、需給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を下回る場合は、需給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、需給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を上回る場合は、需給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	340円29銭
-----------------	---------

(2) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	27円20銭
-------------	--------

8 そ の 他

- (1) お客さまが希望される場合は，1 需要場所において，他の契約種別による電気の供給と，この料金条件による電気の供給とをあわせて受けることができます。
- (2) 需給条件39（需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算）に定める事項については，適用いたしません。

附 則

1 実 施 期 日

この料金条件は、2026年11月 1 日から実施いたします。

2 この料金条件の実施にともなう経過措置

この料金条件にもとづく、2026年11月の検針日の前日まで（2026年11月の検針日より前に需給契約が消滅した場合は、その消滅日の前日までといたします。）の料金は、本則 7（料金）にかかわらず、次によって算定された基本料金、電力量料金および需給条件別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、需給条件別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を下回る場合は、需給条件別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、需給条件別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を上回る場合は、需給条件別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基 本 料 金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	255円48銭
-----------------	---------

(2) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	26円50銭
-------------	--------